

ダニ媒介感染症に気を付けましょう

第32週(8月3日～8月9日)に奈良県内でライム病の患者が報告されました。県内で感染したと推定される初めての症例です。ライム病は、マダニによって媒介される細菌感染症です。日本には命名されているものだけで47種のマダニが生息しており、ライム病を媒介するマダニは北海道ならびに、本州や四国、九州の山間部に生息します。近畿地方では、標高1500m以上を目安とする紀伊山地の一部にも生息しているとされており、本県はその内に含まれています。

国内で発生している他のダニ媒介感染症には、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、つつが虫病、日本紅斑熱などがあり、県内で今年は日本紅斑熱が1例報告されています。SFTSや日本紅斑熱はマダニによって媒介され、西日本を中心に発生しており、つつが虫病は北海道を除く全国で発生しています。

マダニは、野生動物が生息する環境や、民家の裏庭や裏山、畑などに生息します。ツツガムシ(ダニの一種)は野山や河川に生息します。ペットなどを介して家の中に持ち込まれることもあります。

SFTS: マダニに咬まれてから6日～2週間ほどで、発熱、倦怠感、消化器症状(食欲低下、嘔気、嘔吐、腹痛、下痢)などの症状が出現します。また頭痛、神経症状(意識障害、けいれん、昏睡)、リンパ節腫脹、出血症状(紫斑、下血)などの症状を引き起こすこともあります。

つつが虫病・日本紅斑熱: つつが虫病はダニの一種であるツツガムシに咬まれてから5～14日ほど、日本紅斑熱はマダニに咬まれてから2～8日ほどで高熱、発疹、刺し口(刺された部分が赤く腫れかさぶたになる)が現れます。治療が遅れると重症化しやすく、血管内凝固症候群(DIC)という血液の病気をおこすことがあります。

ライム病: マダニに咬まれてから数日～数週間(感染初期(stage I))で刺咬部を中心に環状紅斑又は均一性紅斑を呈することが多く、筋肉痛、関節痛、頭痛、発熱、悪寒、全身倦怠感などのインフルエンザ様症状を伴うこともあります。全身性に拡散(播種期(stage II))すると、皮膚症状、神経症状、心疾患、眼症状、関節炎、筋肉炎など多彩な症状がみられ、数ヶ月ないし数年を経て(慢性期(stage III))重度の皮膚症状、関節炎などを示します。

ダニ媒介感染症が疑われる場合、流行地域への行動歴、曝露歴やダニの刺し口がないか確認することが重要です

○患者発生状況(人)

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県
SFTS	61	0	60	0	60	0	90	0	77	0	101	0
つつが虫病	320	0	422	0	505	0	447	1	455	0	404	1
日本紅斑熱	241	1	215	0	277	0	337	0	305	0	318	1
ライム病	17	0	9	0	8	0	19	0	13	0	17	0

※2020年は日本紅斑熱とライム病が1例ずつ報告されています。どちらも県内で感染したと考えられます。ライム病は、推定感染地域が奈良県である初の症例です。

「ダニ」にご注意ください

山や草むらでの野外活動の際は、ダニに注意しましょう

春から秋にかけてキャンプ、ハイキング、農作業など、山や草むらで活動する機会が多くなる季節です。野山に生息するダニに咬まれることで重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病などに感染することがあります。

ダニに咬まれないためのポイント!

- 肌の露出を少なくする
⇒帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻く等
- 長袖・長ズボン・登山用スパッツ等を着用する
⇒シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中
- 足を完全に覆う靴を履く
⇒サンダル等は避ける
- 明るい色の服を着る (マダニを目視で確認しやすくするため)
※上着や作業着は革の中に持ち込まないよう
※屋外活動後は入室し、マダニに咬まれていないか確認をしましょう
特に、わきの下、足の付け根、手首、肘の裏、胸の下、顔(髪の中)などに注意

ダニに咬まれたときの対処法

- 無理に引き抜こうとせず、医療機関(皮膚科など)で処置(マダニの除去、洗浄など)をしてもらいましょう。
- マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けて下さい。

【受診時に医師に伝えること】
①野外活動の日付け、②場所、③発症前の行動

ダニ媒介感染症(厚生労働省)

各地域のダニ媒介感染症の状況については各自自治体HP等からご確認ください

平成30年4月

これらのダニ媒介感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)で全数報告対象(4類感染症)であり、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出なければなりません。奈良県感染症情報センターHP内に、届出が必要な感染症や届出様式について、リンクを貼っているのをご参照ください。

また、病原体検査については、保健所を通じて奈良県保健研究センターや国立感染症研究所で検査可能です。

その際必要な検査材料は下表を参照ください(民間の検査機関での検査をお願いする場合もあります)。

○検査材料および検査できる場所

		SFTS	つつが虫病	日本紅斑熱	ライム病
検査材料		血液、 咽頭拭い 液、尿、血 清	血液、病理組織(痂皮)、 血清		紅斑部の 皮膚、髄 液、血清
検査 できる 場所	保健研究 センター	○(血清)	○(痂皮)	○(痂皮)	
	国立感染 症研究所	○	○	○	○

(感染症情報センター)